

# 8

## 第8章

# 活用

8.1 活用の方向性

8.2 活用の方法

## 第8章 活用

### 8.1 活用の方向性

滝山城跡の歴史的価値を学び、体感し、そして次世代への確実な継承を図るため、活用の方向性を設定する。後述する活用の方法に掲げる項目を実施していく際の役割分担は、第10章(5)運営体制②運営体制表（基本的立場）及び③運営体制表（保存・管理、活用、整備）に記載のとおりとする。

#### (1) 城跡の魅力向上と情報発信

滝山城跡の本質的価値を市民に広く周知し、分かりやすく伝える仕組みを構築する。

これまでの調査・研究から得られた知見に加え、今後の調査・研究の成果はパンフレットや広報誌、WEBサイト等の媒体及び現地の解説板やVR等で積極的に公開していく。

山城を体感できる維持管理の工夫、解説・案内機能の増強、適切な遺構名称の整理を進めていく。

#### (2) 観光資源としての活用

八王子市の代表的な史跡として国内で広く知られ、さらに日本遺産「靈気満山 高尾山～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」の構成文化財である利点を活かし、観光資源としての積極的な活用を図る。

城跡周辺には、都内随一の田園風景等の資源もあるため、加住地区の観光事業と連携を図っていく。

#### (3) 地域振興の場としての活用

地域の代表的な史跡であり、保存を図りながら地域イベント等で積極的な活用を行う。また国指定史跡、あるいは日本遺産としての知名度を活かし、産業振興においても活用を図っていく。

#### (4) 学校教育・生涯学習との連携による活用

学校教育、生涯学習分野と積極的に連携し、地域における滝山城跡の本質的価値の理解を深めるとともに、史跡の保護や価値の継承に携わる人材の育成を図る。

## 8.2 活用の方法

### (1) 城跡の魅力向上と情報発信

滝山城跡の本質的価値を市民に広く周知し、分かりやすく伝える仕組みを構築する。

これまでの調査・研究から得られた史実や知見はパンフレットや広報誌、WEB サイト等の媒体及び現地の解説板やVR等で積極的に公開していく。

また、史跡指定地周辺においても、滝山城の成り立ちや北条氏に纏わる文化財が点在している。滝山城跡中の丸から北方面に臨む拜島大師など、指定地内から展望できる範囲に諸要素が存在する。史跡指定地周辺と連携を図りながら、文化財の魅力を発信していく。

#### (I 遺構を重点的に見せるエリア)

現在、滝山城跡を体感できるポイントが少ないことから、山城景観を創出するための工夫を行う。山城を体感できる維持管理の工夫、解説・案内機能の増強、適切な遺構名称の整理を進めていく。

#### A 遺構解説の増強

##### (I 遺構を重点的に見せるエリア)

滝山城の縄張り全体像の解説機能を増強する。部分的な遺構解説は今でも充実しているが、縄張り全体の位置関係の解説や公園としてのルート案内が不足しているため、必要に応じて増設・改修する。

#### B 遺構ルート設定

##### (I 遺構を重点的に見せるエリア)

出入口が分かりづらく、また、山城のしかけが体感として得られにくい。滝山城築城往時の城の構造や動き方が分かるルートを設定する。見学・公開範囲は利用者の安全面を考慮し設定する。例えば、本丸・中の丸に加え、二の丸・池址ルートの追加等が考えられる。それに伴い、Aで述べた縄張り全体像の解説機能と公園全体の案内機能併せ持つマップの設置や、サイン計画の見直しを検討する。

#### C 遺構（園地）名称

現在主流の名称と古図における名称が一致していない遺構（園地）がある。例えば、「千畳敷」という名称は、古図によると現在の中の丸に相当する。原則、現存する最古の古図である慶安古図の名称を用い、古図にない名称については、現行用いられている名称を使用する。ただし、現行用いられている名称が公園利用者に浸透しており、古図の名称を変更することによって利用者の混乱を招く可能性がある場合は、案内板やリーフレット等に古図と現行の名称を併記する等、記載方法については十分検討を図る。

## (2) 観光資源としての活用

滝山城跡は、八王子市の代表的な史跡であり、日本遺産の構成要素の一つに指定されている。観光プロモーション等における積極的な活用は今後も継承する。

滝山城跡が国指定史跡であることのガイダンスや案内周知の向上を図るため、WEB等を活用した広報、周知の拡大を行っていく。滝山城古図等を用いて国指定史跡としての存在価値を広く周知する。早急な遺構調査や復元整備は難しいため、遺構解説板に加えて、当時の姿をバーチャルで見せる観光アプリ（AR 滝山城跡）を活用する。

都立滝山公園としての駐車場はないが、滝山城跡の入口近くには、乗車用（マイクロバスは降車のみ）の滝山観光駐車場があり、滝山地域の観光に寄与している。大型バスを利用する団体利用の受け入れ時には、大型バスが駐車可能な近隣施設と連携を図るとともに、旧滝山街道沿いに大型バス対応の乗降スペースの確保が望まれる。滝山城跡周辺には、高月の田園地区や寺社等があるため、加住・高月地区の観光の観点から滝山城跡を盛り込んだ周遊ルートを検討する。

## (3) 地域振興の場としての活用

現在実施されている「滝山城桜まつり」は盛況である。これらの地域振興の場を地域と連携し、引き続き継承していく。滝山城跡はサクラの名所であるが、老木化が課題となっている。根の攪乱が懸念される樹木の植栽は、文化財の破損に繋がる恐れがあるため行わないことを原則とするが、地域や来園者に親しまれているサクラの名所を継承していくことも文化財の活用として重要であるため、文化財担当部局と十分に協議のうえ、史跡に影響がないことを前提として、伐採後の一部補植を検討する。サクラの保全にあたっては、健全な生育環境確保のために現状よりも本数を減らす等、適正な密度管理を行っていく。サクラの名所には大池址等の私有地も含まれるため、関係機関や地権者等と課題解決に向けて連携を図る。

また、滝山城跡にて活動する地元自治会、地元NPO、指定管理者等との連携を強化する。ガイドツアー（滝山城・城攻めガイド等）や遺構景観の回復作業（草刈り等）の活動は引き続き継続していく。

また、地域の催事等で利用されている旧滝山荘は、築50年以上経過しており、耐震構造ではないことが課題である。一方、電気や給水等のインフラが引き込まれていることから、耐震構造を施したうえでガイダンス施設やイベント用倉庫として利用することや、現状の建物を除去して同規模のガイダンス施設及び倉庫を新たに建てる等活用の可能性も検討できる。今後の取り扱いについては、地域や関連団体等と課題や今後の動向について共有を図っていく。

## (4) 学校教育・生涯学習との連携による活用

都立滝山公園としての駐車場がないため近隣教育機関の課外学習や観光団体等の大型バスの受け入れが不十分である。大型バスが駐車可能な近隣施設と連携を図るとともに、旧滝山街道沿いに大型バス対応の乗降スペースの確保が望まれる。また、ガイダンス施設もない。このことは国指定史跡としての価値や滝山城跡の普及啓発にあたり課題となっている。関係機関等が連携協力し、教育機関や市民への普及啓発に向けた課題解決に向けた道筋を検討する。

また、地域の市民センターや教育関連施設等における生涯学習活動の一環として、滝山公園の指定管理者や地元で活動する団体等と連携し、滝山城跡に関する歴史講座やガイドツアー等のイベントを開催するほか、滝山城跡をテーマとする講演会やシンポジウム等を開催するなど、市民の生涯学習の場としての活用を図る。